

国立大学法人小樽商科大学と財務省北海道財務局との
連携と協力に関する協定書

(この協定にない事項)

第3条 この協定に定めるものの他、必要な事項については、甲及び乙が協議して決定する。

国立大学法人小樽商科大学（以下「甲」という。）と財務省北海道財務局（以下「乙」という。）は、北海道における地域経済・社会に貢献するため、相互に連携・協力して各種取組みを実施することとし、以下のとおり協定を締結する。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

(協力事項)

第1条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力して取り組むべき課題等に関する情報・意見交換を行い、相互に合意した具体的な取組みについて協働で実施する。

- (1) 地域経済の活性化に関する事項
- (2) 人材の育成に関する事項
- (3) ネットワークの拡大に関する事項
- (4) その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項

平成27年2月19日

甲 住 所 北海道小樽市緑3丁目5番21号

氏 名 国立大学法人小樽商科大学

学 長

山内洋介

乙 住 所 北海道札幌市北区北8条西2丁目

氏 名 財務省北海道財務局

局 長

渡辺健雄

(期間)

第2条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに各者からの特段の申し出がなければ、その後も同様に更新するものとする。